

教育・保育の提供区域の考え方

1 教育・保育提供区域とは

市町村は、地域の子どもの数や教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を定めた5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定する。



「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、
「教育・保育提供区域（以下、「区域」）を設定」

2 区域と事業計画について

「量の見込み」と「確保方策」を区域ごとに設定し、事業計画に記載。

○各年度の児童の認定区分*ごとの「教育・保育」の「量の見込み」(需要) に対しての「確保方策」(「いつ」・「どの施設・事業で」・「どのくらいの」提供を行っていくのか) を記載

○「地域子ども・子育て支援事業」についても同様に、各事業の計画を記載。各事業の説明については、「資料3」に記載

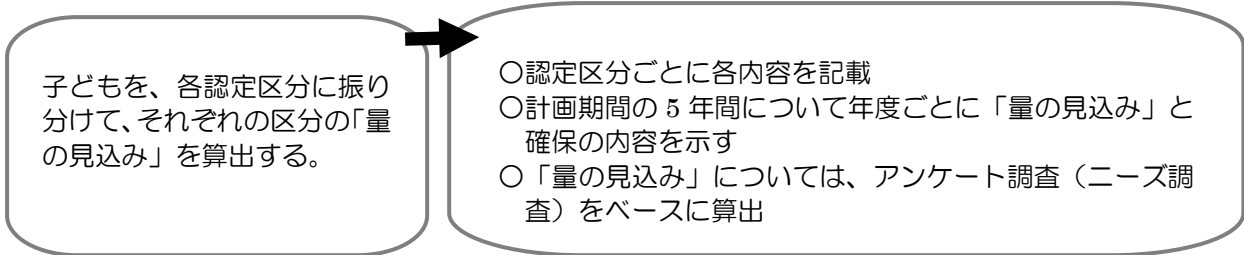
※ 認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。認定区分は次の3区分。

- 【1号】 3～5歳で、教育のみを必要とする子ども
(保護者が働いていない等、“保育に欠けない子ども”)
- 【2号】 3～5歳で、保育を必要とする子ども
(保護者が働いている等、“保育に欠ける”子ども)
- 【3号】 0～2歳で、保育を必要とする子ども
(保護者が働いている等、“保育に欠ける”子ども)

3 区域ごとの事業計画のイメージ

具体的な事業計画の記載イメージは、次のとおり



■ 「教育・保育提供区域」についての「量の見込み」・「確保の内容」のイメージ

			1年目			2年目			...
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	...
教育・保育事業必要量の見込み			300人	200人	400人	300人	250人	350人	
確保の内容	施設型 保育事業	認定こども園							⇒計画期間である5年間について、左記の2年目までと同様に、量の見込みと確保内容を記載
		幼稚園							
		保育所	各認定区分に対して対応する事業の量の確保内容を記載						
	地域型 保育事業	小規模保育							
		家庭的保育							
		居宅訪問型保育							
		事業所内保育							

※設定した区域ごとに、認定区分に応じた各年度の教育・保育事業必要量の見込みと確保内容を明記する必要があります。

※「地域子ども・子育て支援事業」についても、上記と同様に、計画期間の5年間の年度ごとに「量の見込み」と確保の内容を示す必要があります。

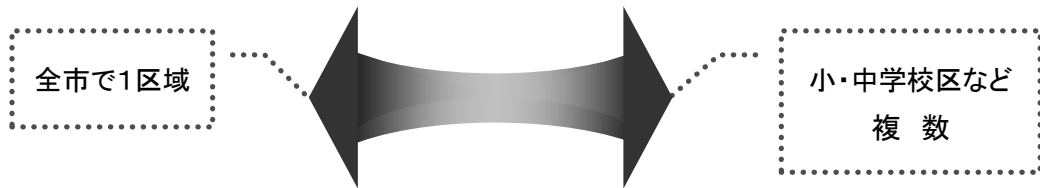
4 区域設定の際のポイント

国は基本指針にて、市町村が区域を設定する際のポイントを提示

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案する
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要がある
- 区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること
- 区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる
- 一方、区域は、需給調整の判断基準となること等から、就学前児童の区分（＝認定区分）ごと、地域子ども・子育て支援事業ごとに、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、区分又は事業ごとに設定することができる

5 区域の設定に関する考察

区域の設定



区域設定に関する主な論点

- 【複雑な地形・居住状況の格差】山間部や湾岸地域・工業地帯と、居住地域とが混在している自治体については、市内での地形や居住人口がひとつの自治体の中でも場所によって大きく異なる場合がある。
- 【多様な生活様式や意向への対応】自宅に近い施設の利用を希望する方もいるが、出勤の都合などにより通勤経路上にある施設の利用を希望する方もいる。利用を希望する施設の場所は、保護者の多様なライフスタイルや意向が反映されている。
- 【教育施設】教育施設（幼稚園）には園バスがあり、広範囲での送迎が可能となっている。
- 【需給調整と施設配置】新しい施設をつくる際、需要が供給を上回っている地域につくることが前提である。しかし、活用できる土地や建物がその地域に見出せないことも想定される。